

# 都道府県税関係



地方財政審議会

平成31年4月9日

総務省自治税務局都道府県税課長

田 辺 康 彦

# 地方法人課税

# 法人課税の概要

## 法人税 (国)

12.9兆円

※ 税込の33.1%は地方交付税の原資

所得

× 税率  
23.2% =

法人税額

## 地方法人税 (国)

0.7兆円

※ 税込の全額が地方交付税の原資  
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

× 4.4%  
(31~10.3%)

## 法人住民税 (県・市)

2.7兆円

法人税割

県

法人税額

× 3.2%  
(31~1.0%)

0.5兆円

市

法人税額

× 9.7%  
(31~6.0%)

1.6兆円

均等割

0.6兆円

## 法人事業税 (県)

6.3兆円  
(2.1兆円)

【資本金1億円超の普通法人】

所得割

所得

× 3.6%  
(31~1.0%)

1.6兆円

外形標準  
課税

付加価値割

付加価値額  
(収益配分額+単年度損益)

× 1.2%

1.3兆円

資本割

資本金等の額

× 0.5%

0.5兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

× 9.6%  
(31~7.0%)

2.5兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

収入割

収入金額

× 1.3%  
(31~1.0%)

0.4兆円

※ ( )内は地方法人特別税(内数)

※ 税込はH31収入見込額。なお、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

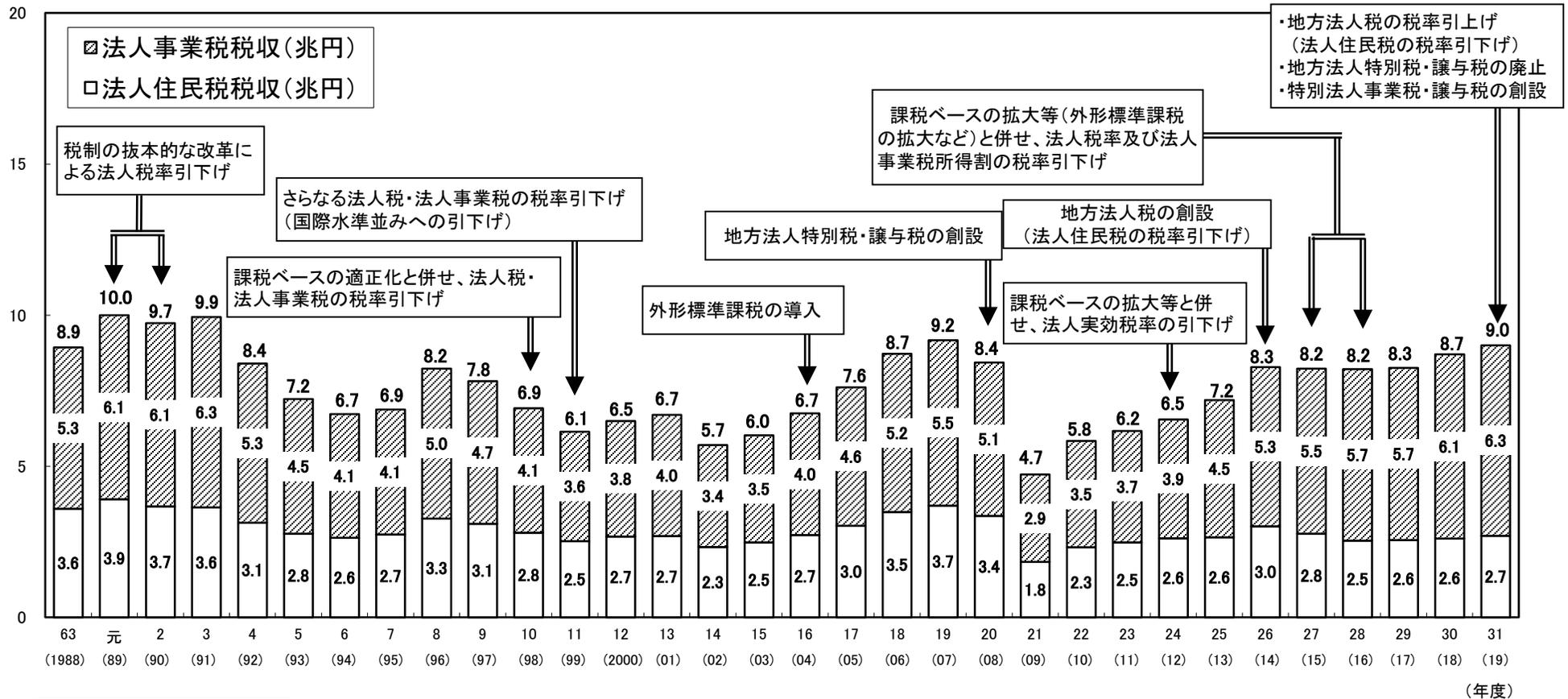
※ ( )内の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

・法人住民税(法人税割)の税率引下げについては、地方法人税の税率引上げに伴うものであり、

法人事業税(所得割・収入割)の税率引下げについては、特別法人事業税の創設によるものである。

・法人住民税(法人税割)の税率引下げ(地方法人税の税率引上げ)及び特別法人事業税の創設に係るH31収入見込額への影響額は僅少であるため、捨象している。

# 地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



## 法人事業税率(%)



## (参考)法人税率(%)



## 地方税収入に占める割合(%)



(注) 1 29年度までは決算額であり、超過課税を含まない。また、30年度及び31年度は地方財政計画額である。  
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。  
 3 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。  
 4 27年度以降の法人住民税収は、地方法人税を含んでいない。

# 人口一人当たりの税収額の指数(5年平均(H25~H29決見))

## 地方税計

最大/最小: 2.4倍



37.3兆円

## 地方消費税(清算後)

最大/最小: 1.3倍



地方消費税  
4.0兆円

固定資産税  
8.8兆円

個人住民税  
12.0兆円

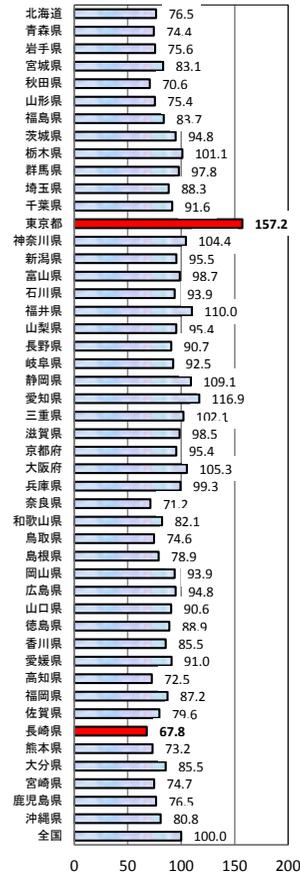
1.3倍

2.3倍

2.6倍

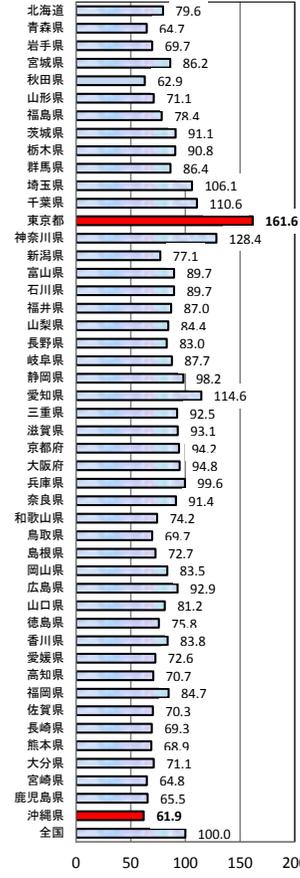
## 固定資産税

最大/最小: 2.3倍



## 個人住民税

最大/最小: 2.6倍

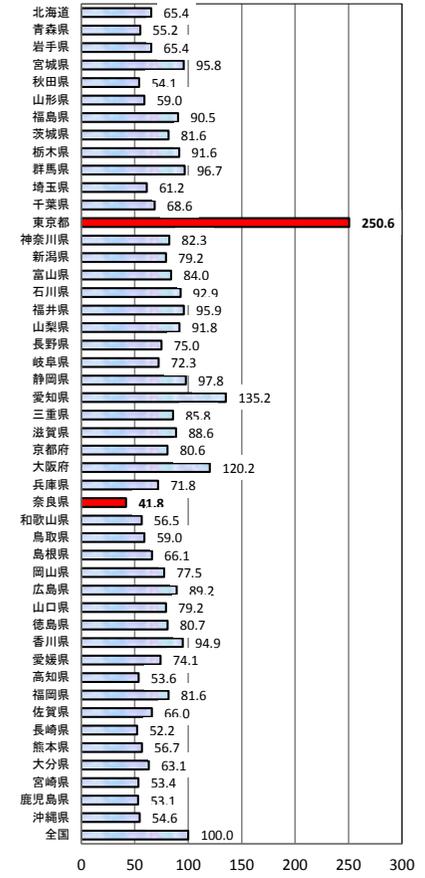


地方  
法人二税  
5.9兆円

6.0倍

## 地方法人二税

最大/最小: 6.0倍



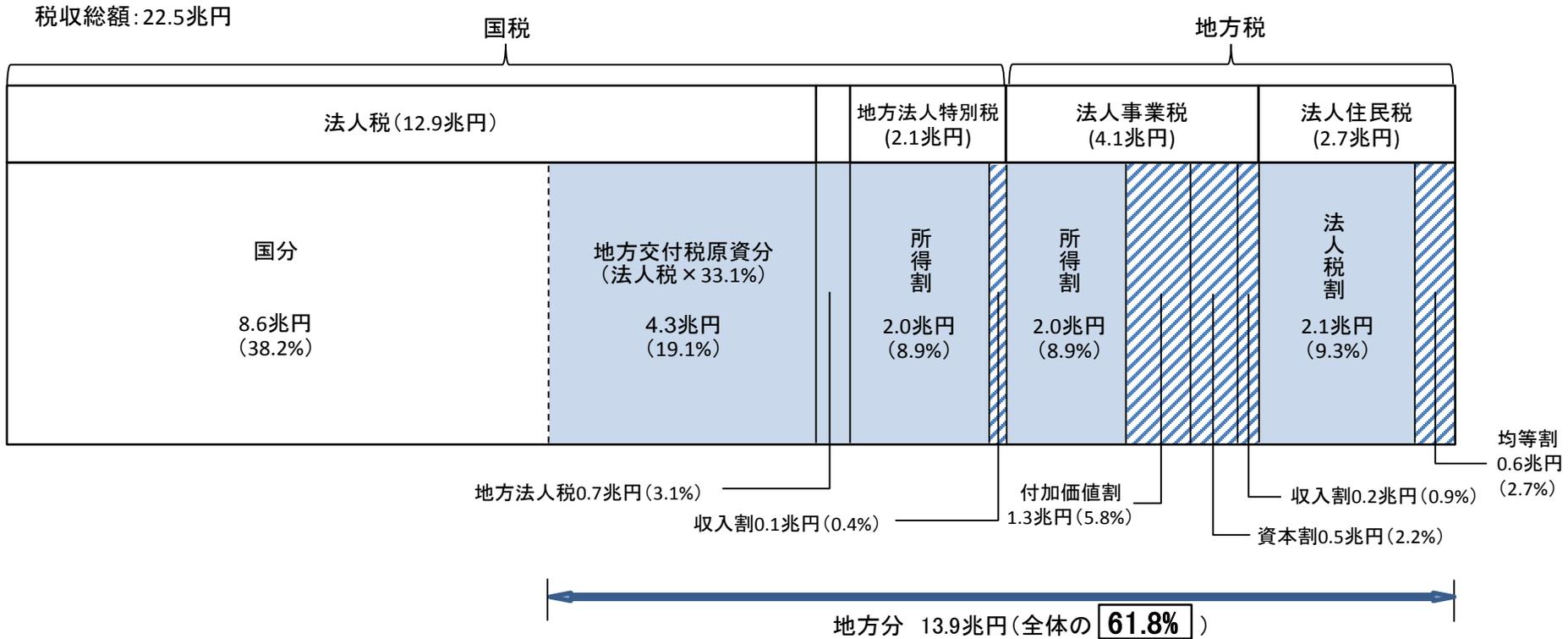
最大/最小の倍率  
(※)

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。  
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。  
 (注2) 地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値である。  
 (注3) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。  
 (注4) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。  
 (注5) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。  
 (注6) 人口は、各年度の1月1日現在の住民基本台帳人口の平均による。

# 法人関係税の国・地方の配分

※ 平成31年度予算・地方財政計画ベース

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。



※ 図中の網掛けは、地方分の法人所得課税を示す。  
 ※ 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

## 法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、道府県民税と市町村民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

### 均等割

資本金等の額、従業者数に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,426億円 市町村：4,235億円

### 法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の3.2% [法人所得の0.74%相当] (制限税率4.2%)

市町村民税：法人税額の9.7% [法人所得の2.25%相当] (制限税率12.1%)

[税収] 都道府県：4,901億円 市町村：14,957億円

## 法人住民税

[税収]

都道府県：6,327億円

市町村：19,191億円

\* 税収は、平成29年度決算額(超過課税を含まない。)

\* 地方法人税の税率引上げに伴う、平成31年10月1日以後に開始する事業年度からの法人税割の税率は以下のとおり。

道府県民税：法人税額の1% (制限税率 2%) 市町村民税：法人税額の6% (制限税率 8.4%)

# 法人事業税の概要

○ 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。

(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

○ 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。

○ 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して、**地方法人特別税**として課税。(平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。平成31年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元。)

## 法人事業税

[税込] 38,599億円

※平成29年度決算額  
(超過課税分を除く。)

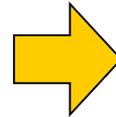
(参考1) 地方法人特別税  
18,578億円

※平成29年度決算額

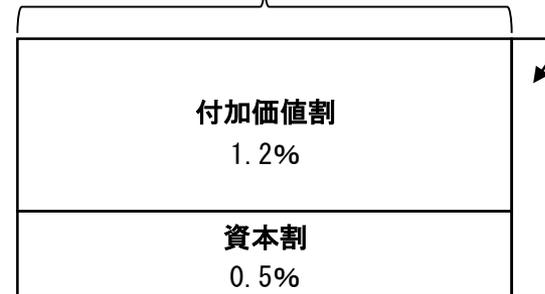
(参考2) 法人事業税と  
地方法人特別税の合計額  
57,176億円

資本金1億円超の普通法人

20,076億円  
(うち 所得割 1,004億円  
付加価値割 12,646億円  
資本割 6,425億円)



外形標準課税

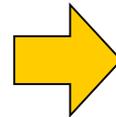


所得課税  
(本則3.6%)  
0.7% (注2)

地方法人  
特別税  
2.9%相当

資本金1億円以下の普通法人や  
公益法人など (注1)

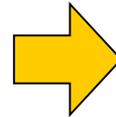
15,973億円



地方法人特別税  
2.9%相当

電気供給業・ガス供給業  
・保険業を営む法人

2,550億円



地方法人特別税  
0.4%相当

(注1) 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については4.6%の税率が適用される(本則6.6%)。

(注2) 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。

※ 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率である。

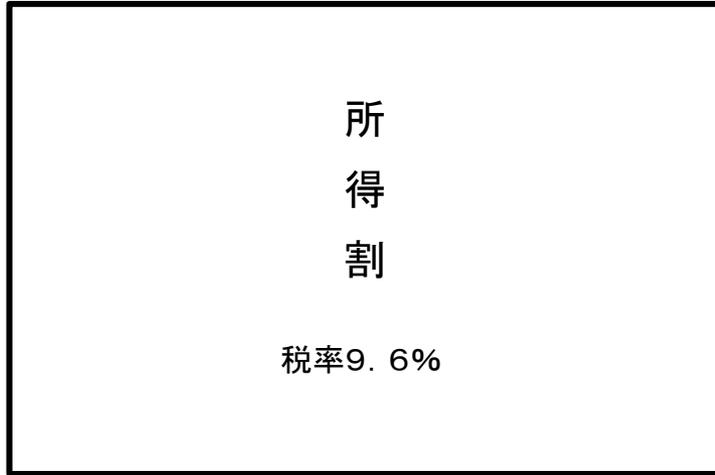
※ 法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍。(地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後における、資本金1億円超の普通法人の所得割については2倍)

(注3) 平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、復元後の法人事業税の約3割を分離し、特別法人事業税として課税。

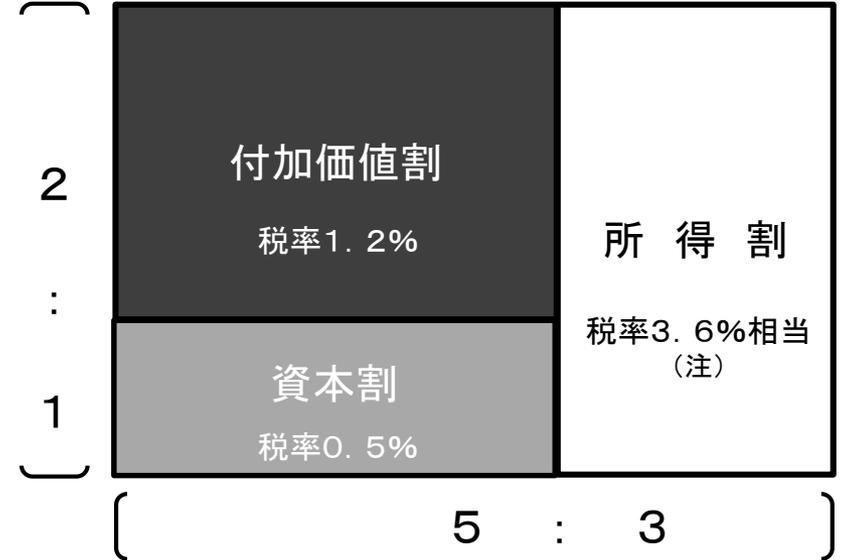
# 外形標準課税の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成29年度では全法人中約1%(2.1万社/255万社))

導入前



平成28年度～



所得割

法人の所得によって課税(税率3.6%相当<sup>(注)</sup>)

(注) 地方法人特別税及び特別法人事業税分を含め、実質税率3.6%相当。

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[ \begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ (\text{報酬給与額}^* + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料}) \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 1.2\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

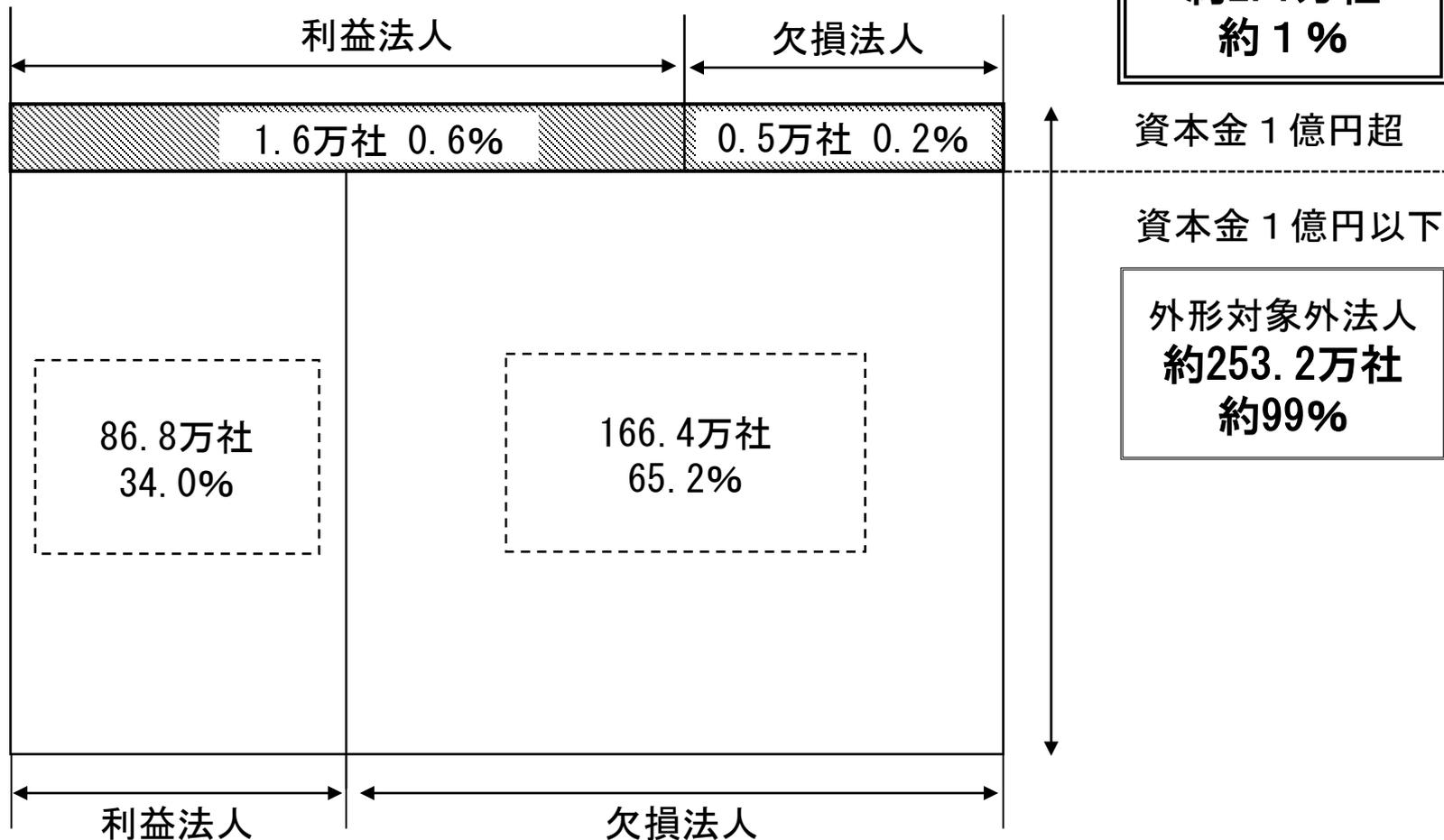
法人の資本金等の額によって課税

資本金等の額

$$= \left[ \begin{array}{c} \text{資本金又は出} \\ \text{資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の} \\ \text{金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.5\%$$

外形標準課税対象法人数（平成29年度）

全法人数 約255万社



- (注) 1 法人数は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、収入金額課税法人(11,262社)は含まれていない。  
 2 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。



## 法人実効税率の引下げ

- 制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保して、税率を引き下げる。  
⇒ 国・地方の法人実効税率は、28年度において「20%台」となる。

	26年度 (改正前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度改正)	30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割の税率 ※ 28年度までは地方法人特別税を含む ※ 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

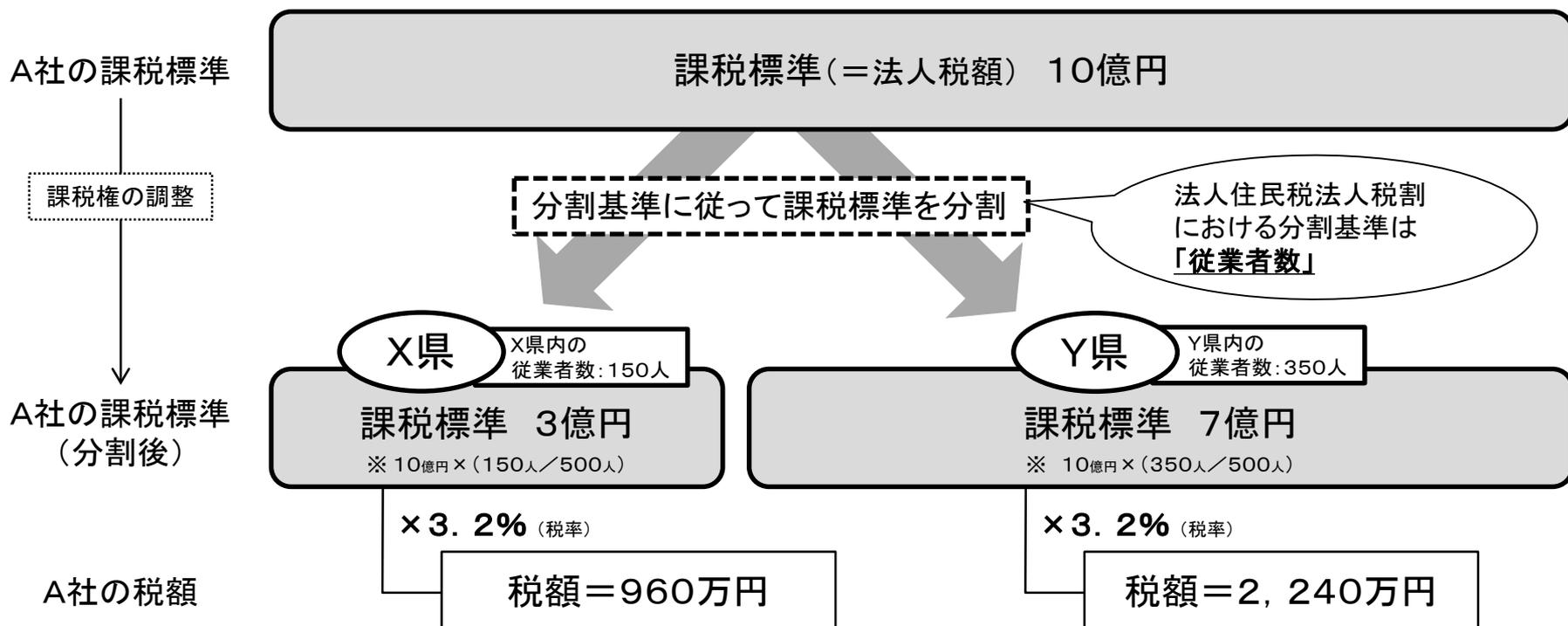
## 法人住民税・法人事業税の分割基準の概要

- 地方法人二税は、事務所又は事業所(以下、「事務所等」という。)を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税。
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要。



「分割基準」= 課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

(参考例) 法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ (法人税額が10億円のA社の場合)



※ 分割後の課税標準額に対し、X・Y両県がそれぞれ課税権を行使。12

## 法人事業税等の分割基準

	事業	課税方式	分割基準	
法人事業税	製造業	所得割 付加価値割 資本割 (※)	従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)	
	非製造業		収入割	
	保険業	課税標準の1/2 : 事務所等の数 課税標準の1/2 : 従業者の数		
	電気 供給業	小売電気 事業		課税標準の3/4 : 発電所に接続する電線路(一定の要件に 該当するものに限る。)の電力容量 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額
		送配電事業		
		発電事業		
	ガス供給業			事務所等の固定資産の価額
	倉庫業	所得割 付加価値割 資本割 (※)	軌道の延長キロメートル数	
鉄道事業 軌道事業				
法人住民税 (法人税割)			従業者の数	

※ 資本金1億円以下の法人は所得割のみ

# 地方税の充実確保と偏在性が小さい地方税体系の構築

<H9.7.8 地方分権推進委員会 第2次勧告より抜粋 >

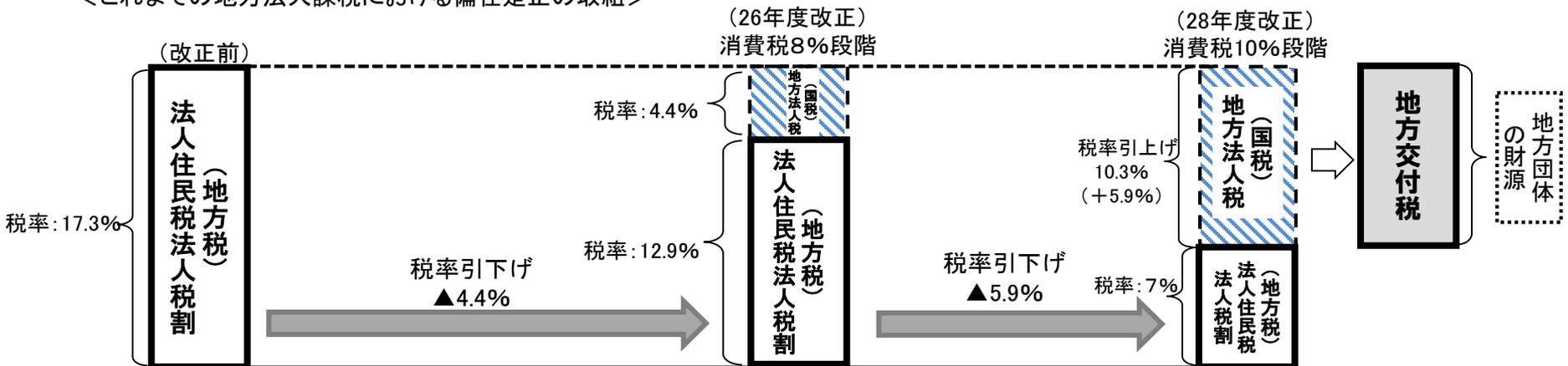
- 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、(中略)地方税の充実確保を図っていく必要がある。
- この場合、(中略)税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討していく必要がある。

平成 9年度	消費税率引上げ（3%→5%） ・ 地方消費税の創設 ※消費譲与税を廃止
16～19年度	三位一体の改革 ・ 3兆円の税源移譲（所得税→個人住民税） ※平成16～18年度は所得譲与税 ・ 個人住民税所得割の10%比例税率化
20年度	地域間の財政力格差拡大への対応 ・ 地方法人特別税・譲与税制度の創設（法人事業税を一部国税化）
26年度	消費税率引上げ（5%→8%） ・ 法人住民税法人税割の一部交付税原資化 ・ 地方法人特別税・譲与税の規模を2/3に縮小（法人事業税への一部復元）
31年度	消費税率引上げ（8%→10%） ・ 法人住民税法人税割の更なる交付税原資化 ・ 地方法人特別税・譲与税の廃止（法人事業税への復元）

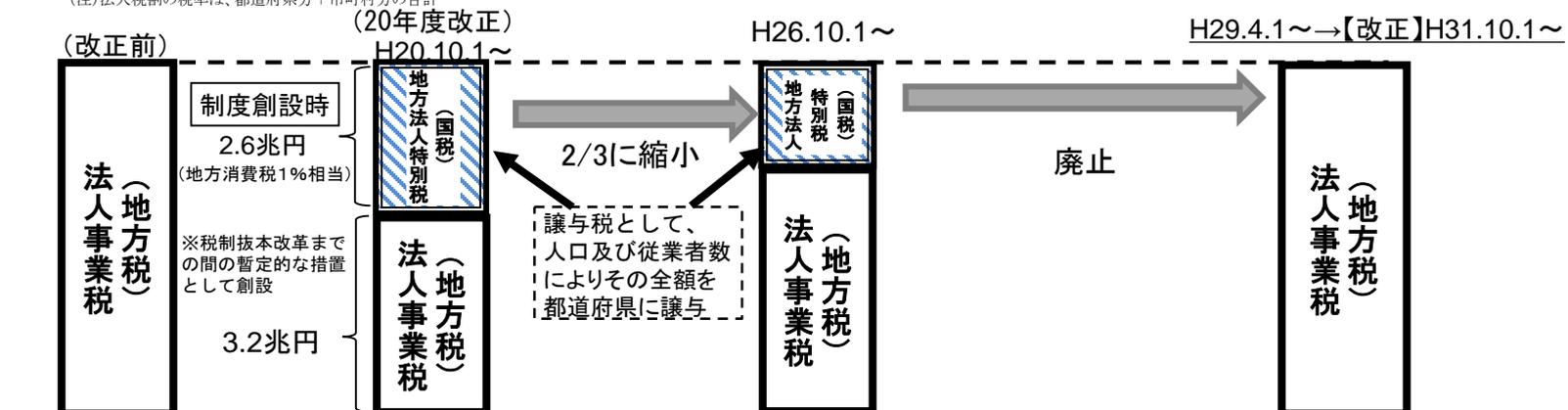
# 消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正

- 地方消費税率の引上げに伴う、地方団体間の財政力格差拡大については、地方法人特別税・譲与税の偏在是正効果を維持しつつ、法人住民税(都道府県分・市町村分)の一部を国税化し、その全額を地方交付税原資化することにより、以下のとおり対応。
- その後の財政力格差の拡大という「新たな状況」を踏まえ、新たな偏在是正措置が必要。

〈これまでの地方法人課税における偏在是正の取組〉



(注) 法人税割の税率は、都道府県分+市町村分の合計



# 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

平成31年度税制改正大綱(抜粋)

平成30年12月14日  
自由民主党  
公明党

地方創生、地方分権を推進するためには地方税の充実確保が必要であるが、税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大する。このため、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築が必要となる。地方税の充実確保を図る前提として地方税源の偏在是正が必要という意味で、両者はいわば車の両輪として常に考える必要がある。

大都市部が将来にわたり発展していくためには、地方の活力の維持が不可欠であり、持続可能な地域社会を実現するためには、安定的な地方税財政基盤を確保することが必要である。

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大している。各種の財政指標でみても、地方交付税の交付団体と不交付団体では、大きな格差が存在し、その均衡が大きく崩れている状況にある。

また、経済社会構造も大きく変化している。産業構造のサービス産業化や、大都市部への大法人の本店の集中等を背景として、大都市部には、企業の事業活動の実態以上に税収が集中している状況にある。この傾向は、インターネット取引等の拡大により、今後一層加速することが見込まれる。加えて、子会社化等の組織再編の進行や、フランチャイズ事業の拡大など、企業組織の多様化も税源の偏在に影響している。これらの変化は、現行の法人事業税の枠組み(分割基準等)では直ちに対応を行うことが困難な課題である。

こうしたことを背景として、地方法人課税の税収は、地域における付加価値の総計である県内総生産の分布状況と比較して、大都市部に集中している状況にあり、都市・地方を通じた安定的な地方税財政基盤を構築するため、これら構造的な課題への対処が求められている。

以上の観点から、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講ずる。

具体的には、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)を創設する。

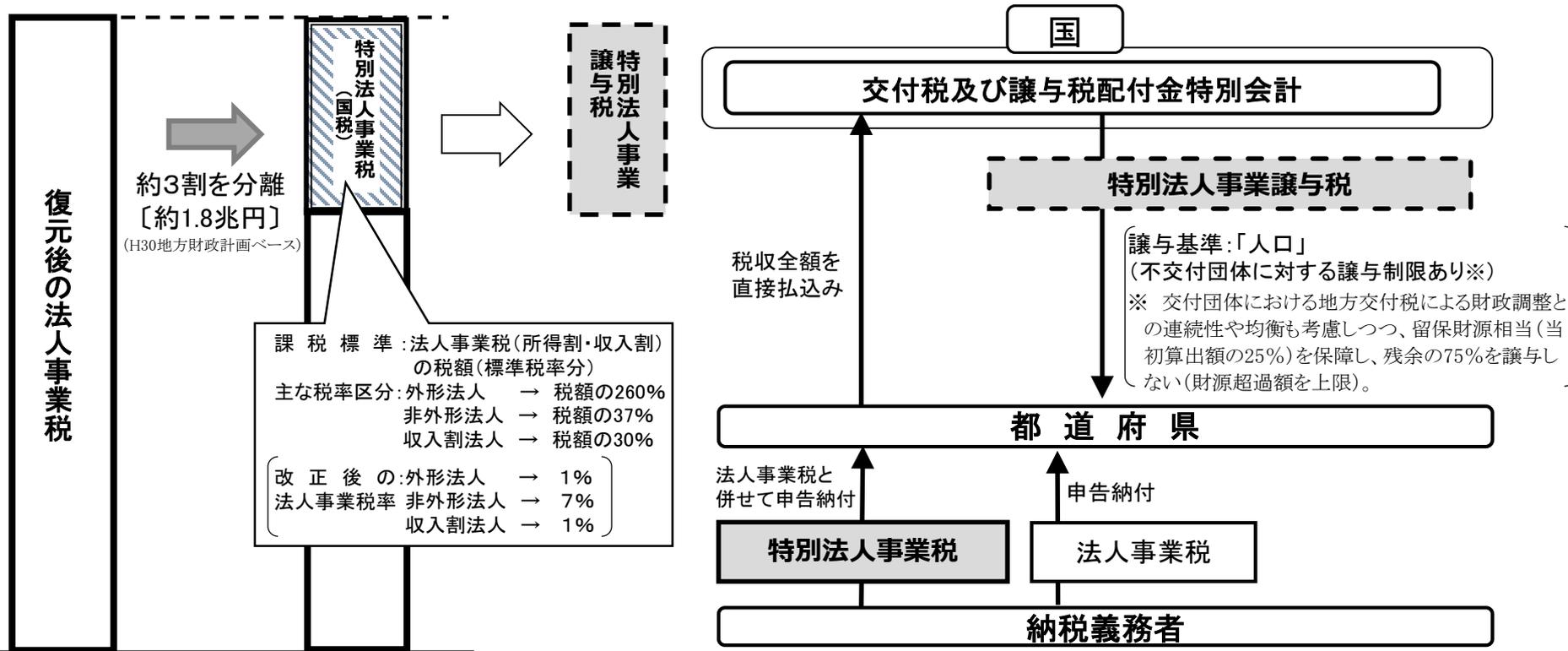
特別法人事業税(仮称)は国税とし、都道府県が法人事業税とあわせて賦課徴収を行うとともに、実質的な地方税源としての性格を明確にするため、交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払い込んだ上で、都道府県に対し、特別法人事業譲与税(仮称)として譲与する。特別法人事業譲与税(仮称)の譲与基準は、新たな措置の趣旨・目的に鑑み、「人口」を基準とする。また、譲与税制度の中で、適切な偏在是正効果を実現するため、交付団体との均衡も考慮し、不交付団体に対する譲与制限の仕組みを設ける。特別法人事業税・譲与税制度(仮称)は、恒久的な措置とする。なお、経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。この偏在是正措置により生じる財源(不交付団体の減収分)は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

この新たな措置は、都市と地方の対立の観点から捉えるべきではない。都市と地方が相互に連携して、各地域の活力の維持向上に取り組むための地方税財政基盤を構築する観点から行うものである。今後、各地域が地域経済の活性化等による税源の涵養に積極的に取り組み、これによりその税財政基盤のさらなる安定化がもたらされることを期待する。

# 地方法人課税における新たな偏在是正措置

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。

## <特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み>



## <その他関連する事項>

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- 平成32年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。

※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

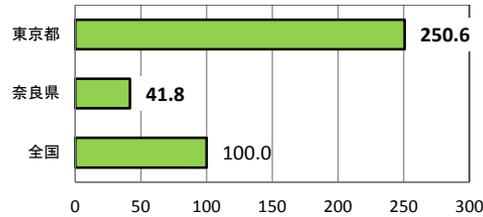
# 新たな偏在是正措置の考え方と効果

- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。この構造的な課題を解決することが必要。
- 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

## 人口一人当たりの最大／最小

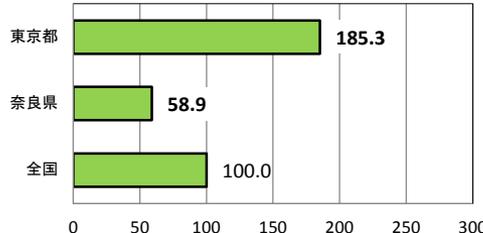
＜地方法人二税のみ＞  
（偏在是正措置なし）

最大／最小：6.00倍



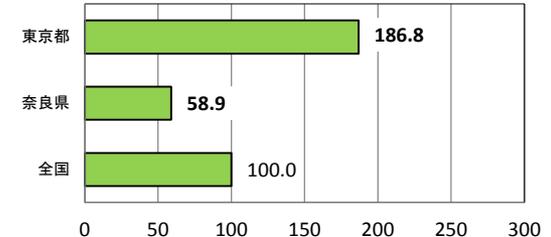
＜特別法人事業譲与税導入後＞  
（人口による譲与＋譲与制限）

最大／最小：3.15倍

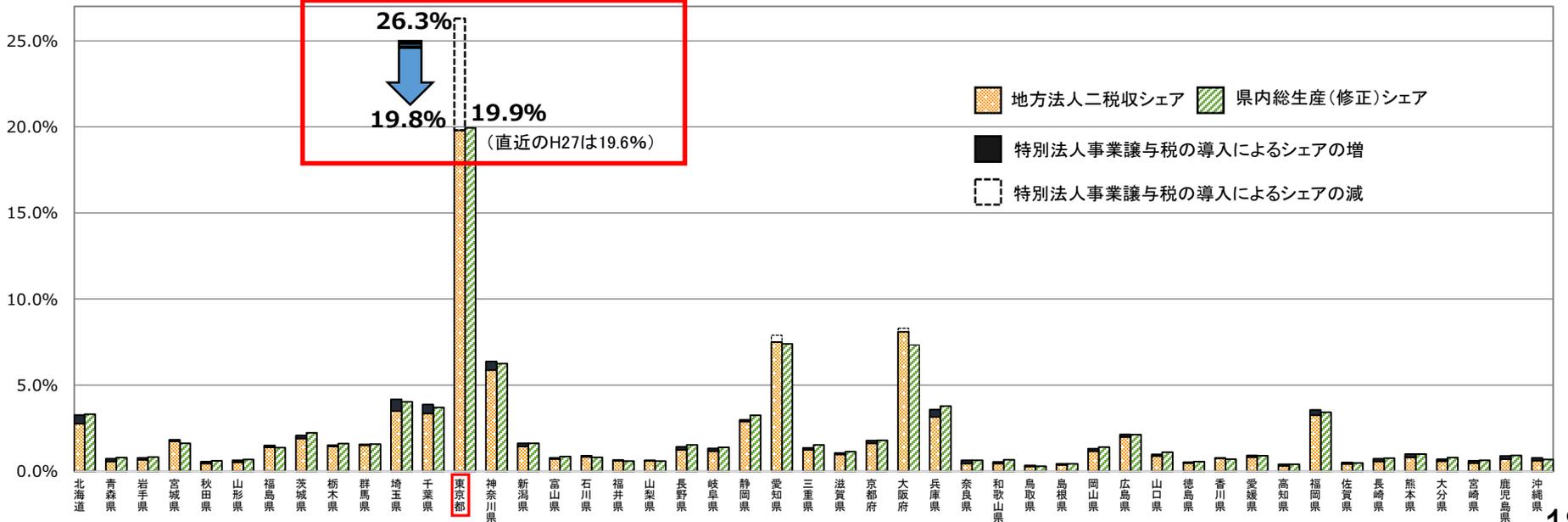


＜県内総生産（修正）＞

最大／最小：3.17倍



## 全国シェア



※1 県内総生産(修正)は、県内総生産(名目)から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決算の5年平均であり、県内総生産については、H23年度～H27年度の5年平均である。

## 平成31年度与党税制改正大綱に対する地方3団体のコメント (地方法人課税における新たな偏在是正措置部分)

### ○ 全国知事会 (「平成31年度与党税制改正大綱」について(平成30年12月14日)より抜粋)

- ・ 与党税制改正大綱においては、2019年10月に現行の地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、新たに恒久措置として、大都市に税収が集中する構造的課題に対処する観点等から、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講じることとされた。具体的には、法人事業税の一部を特別法人事業税(仮称)とし、その税収全額を交付税及び譲与税配布金特別会計に直接払い込み、特別法人事業譲与税(仮称)として「人口」を基準に各都道府県に譲与するとともに、不交付団体に対する譲与制限の仕組みを設けること等とされた。また、新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用するとされた。
- ・ 地方法人課税の偏在是正については、これまでも全国知事会議において議論を重ね、「都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべきである。」との提言をまとめている。**今回の措置は、偏在性が小さい地方税体系の構築に資する実効性ある仕組みであり、全国知事会の提言に沿ったものとして評価したい。**
- ・ 今後は、今回の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実行性ある偏在是正措置となるよう要望する。

### ○ 全国市長会 (平成31年度与党税制改正大綱について(平成30年12月14日)より抜粋)

地方法人課税における新たな偏在是正措置の創設については、偏在の大きい地方法人二税の税収が、地域における付加価値の総計である県内総生産と合致するよう是正措置が講じられることとなり、**偏在性の小さい地方税体系の構築に一步進んだことは高く評価するものである。**今般の措置は、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくために講じられるものでもあり、引き続き、相互に連携を図りながら、地方創生などの諸施策に積極的に取り組んで参る所存である。

### ○ 全国町村会(平成31年度与党税制改正大綱について(平成30年12月14日)より抜粋)

地方法人課税の偏在是正については、法人事業税の一部を国税化し、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)が創設されることとなり、**偏在性が小さい地方税体系に向けた前進と評価する。**

（平成30年12月14日）  
自由民主党  
公明党

### 第三 検討事項

- 9 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

# 現行の収入金額課税の概要

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業	少額短期保険業	貿易保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料 × 一定割合(付加保険料率)			
収入金額を課税標準とする理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの事業について、<u>課税標準を所得とした場合には、膨大な施設と従業員を有し、都道府県の行政サービスを多く受けているにもかかわらず、それに比較して法人事業税は非常に少額</u> ⇒ 応益原則である事業税の性格に矛盾</li> <li>○ <u>事業税額は電気又はガスの料金の算定の際に料金の原価に算入されるので、消費者に転嫁することが可能</u> など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>その収入した保険料のほとんどが責任準備金、支払準備金及び契約者配当準備金として損金に算入されること</u></li> <li>○ <u>保険料を運用した結果生ずる受取配当金は、ほとんど益金に算入されないこと</u> など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>他の企業に比較して社内留保の必要性が高く、営業利益がほとんど出ないこと</u></li> <li>○ <u>投資利益は大部分が配当所得であり、保険料を運用した結果生ずる受取配当金は、ほとんど益金に算入されないこと</u> など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>生命保険業及び損害保険業と同様に責任準備金が損金に算入されること</u></li> <li>○ <u>生命保険及び損害保険と同様の商品を取り扱うこと</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>貿易保険法の改正により、独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化し、(株)日本貿易保険が設立。</u></li> <li>○ <u>貿易保険は戦争や為替取引の制限というような民間保険では負担できない企業活動のリスクをカバーする保険であり、その性質は損害保険と類似するものであること</u></li> </ul>
⇒ 課税標準を所得とした場合には、その事業規模や活動量等が大きいにもかかわらず、本来負担すべき税額よりも非常に少額の負担						

# 地方消費稅

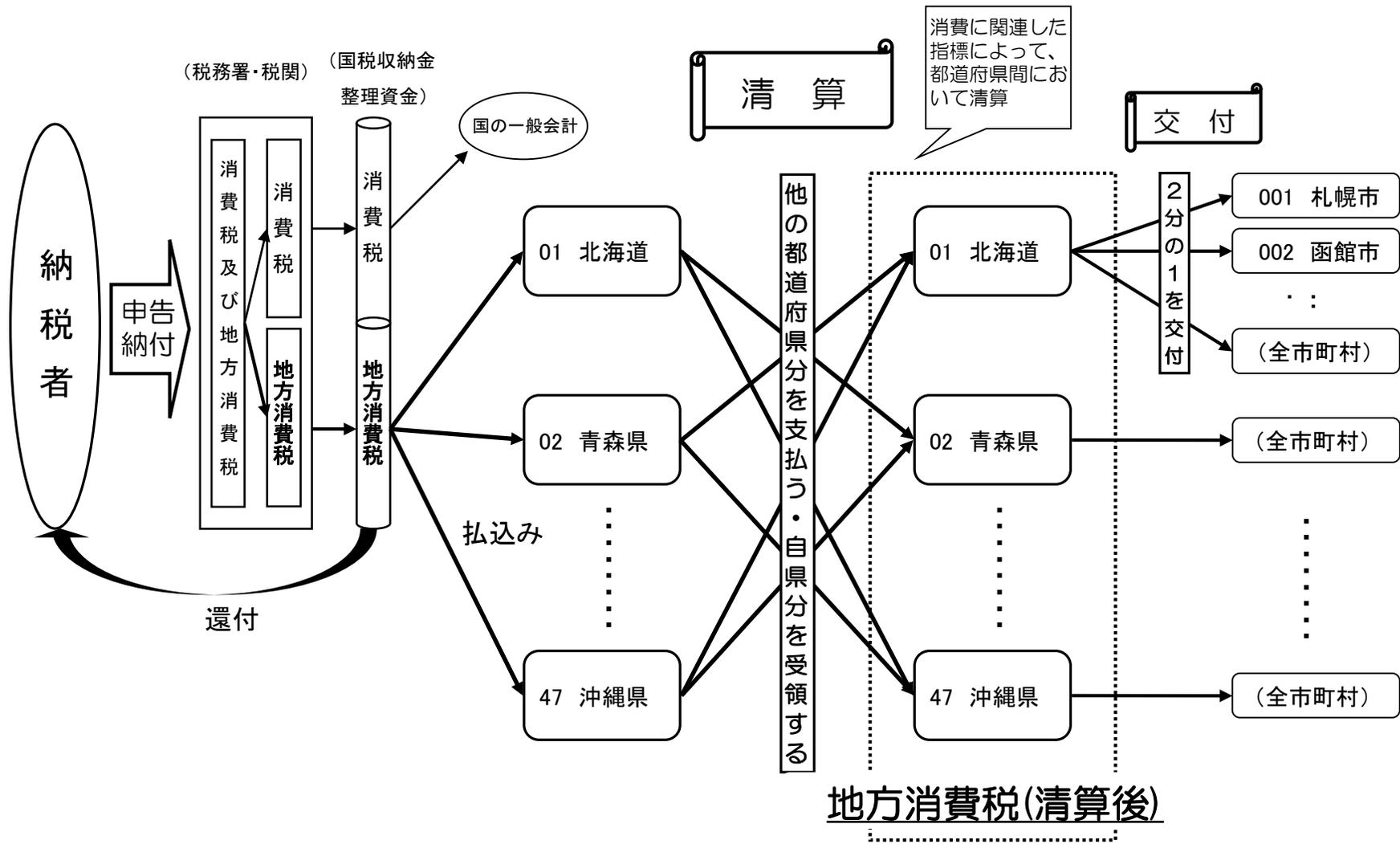
# 地方消費税の概要

項 目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者	
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	現行 : 63分の17 (消費税率換算1.7%) 国の消費税とあわせて 8%	
	平成31年10月～ : 78分の22 (消費税率換算 2.2%) 10%	
	<軽減税率対象> 78分の22 (消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%	
6. 税 収	47,353億円(平成29年度決算額) ※平成31年度地方財政計画額: 48,624億円	
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費 その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)	
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算	
	指 標	ウエイト
	①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)
	③「人口(国勢調査)」	50%(1/2)
9. 交 付 金	税込(清算後)の2分の1を市町村に交付	
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)	
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ	

## 消費税率(国・地方)等について

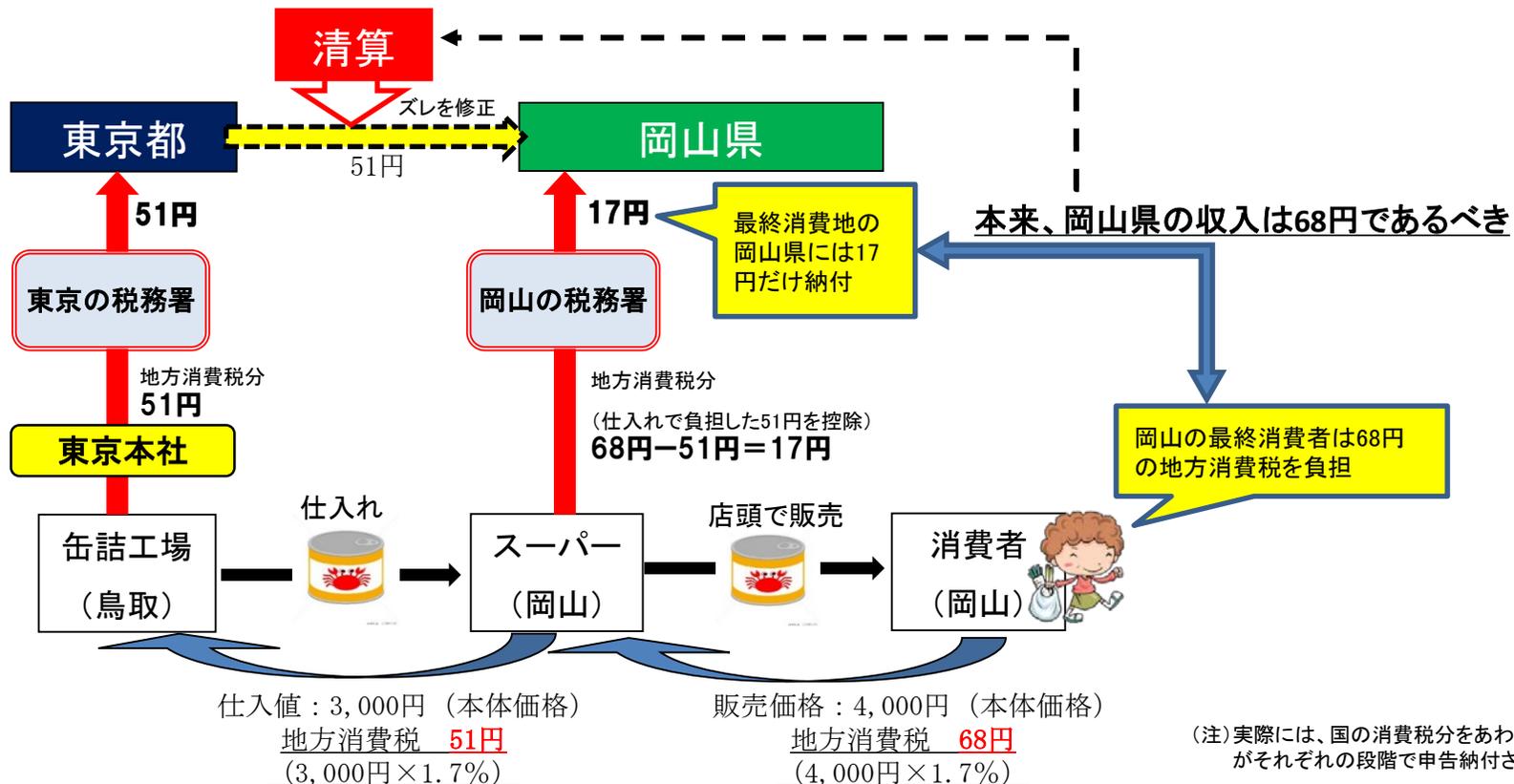
	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～	平成31年		平成32年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税(A)+ 地方消費税(B)	5%	8%	10% (軽減税率時8%)		
消費税(A)	4%	6.3%	7.8% (軽減税率時6.24%)		
うち交付税分 ( $\alpha$ )	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)	
地方消費税(B)	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕	2.2% (軽減税率時1.76%) 〔消費税額の 78分の22〕		
地方分合計 ( $\alpha$ )+(B)	2.18%	3.10%	3.72%(*標準税率時)		

# 地方消費税のフローチャート



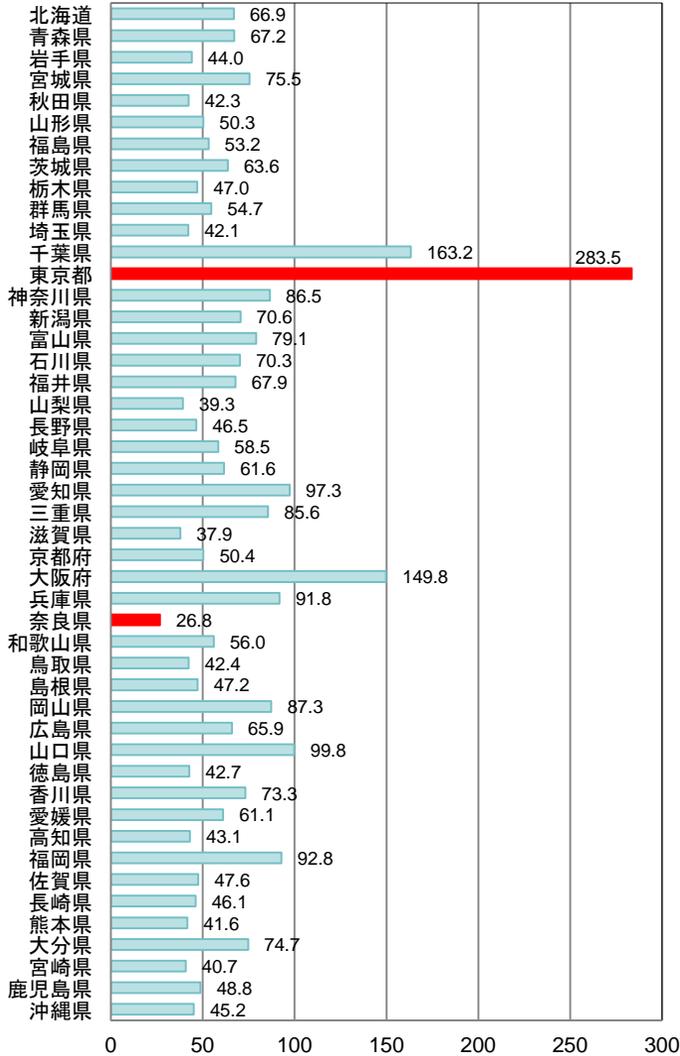
## 消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の考え方

- 地方消費税の税負担は、「最終消費者」に求めるものなので、税収も最終消費地の都道府県に入るべきもの
- 一方、地方消費税の納税は各流通段階で事業者が行うため、納税地の都道府県と最終消費地の都道府県にはズレが生じる
- このズレを修正するため、消費に相当する額に応じて税収を調整する「清算制度」を導入  
地方税法第72条の114 「……各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、……」



# 地方消費税の清算制度について

国からの払込み段階(清算前)  
最大/最小=10.6倍

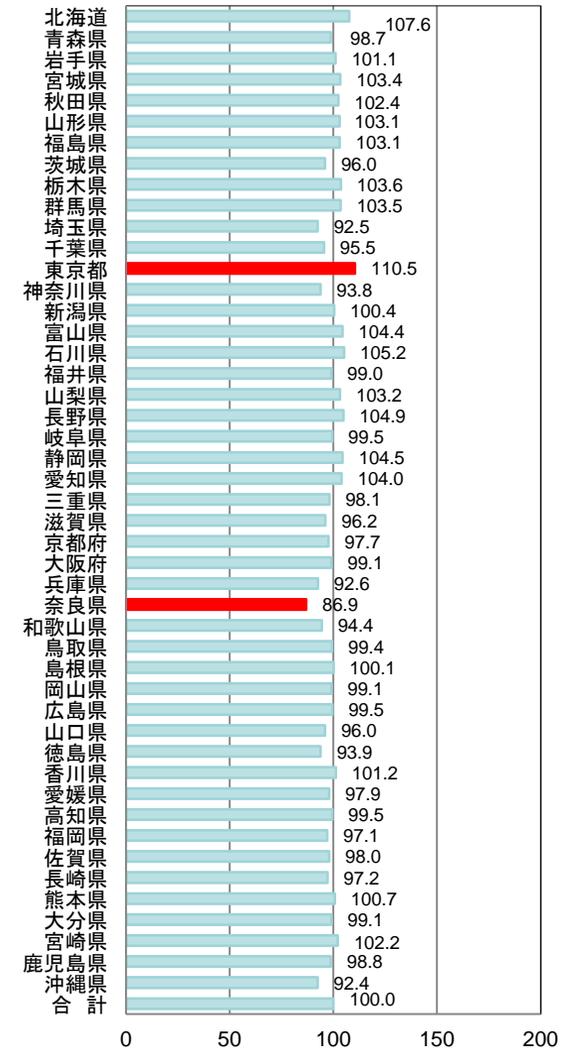


各都道府県の「消費に相当する額」に基づき、清算を行うことで、**収税の適正な帰属が図られる**



清算基準 (消費に相当する額)	ウェイト
①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額 (経済センサス活動調査)」 の合算額	50%
③「人口(国勢調査)」	50%

地方消費税(清算後)  
最大/最小=1.3倍



※ 各都道府県における棒グラフ上の数値は、人口一人当たりの金額(全国平均を100とした場合)の指数を示す。  
 なお、人口は平成25~29年度の各1月1日現在の住民基本台帳人口の平均による。  
 ※ 右表は平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値。  
 ※ 左表は課税状況調に基づく、各都道府県の平成25~29年度の平均値。

## 第二 平成31年度地方税制改正等への対応

### 4 地方消費税

地方消費税は、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、広く社会の構成員が負担を分かち合うことが可能である。さらに税収が安定的で、税源の偏在度が比較的小さいなどの特徴を有していることから、地方自治体による社会保障制度を支える安定的な財源としてふさわしい。

したがって、地方消費税の充実確保は、地方における社会保障の安定財源の確保と、地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点からも、偏在性が小さく安定的な地方税体系を確立する観点からも、極めて重要である。

平成30年10月15日の臨時閣議において、消費税率について、法律で定められたとおり、平成31年10月1日に現行の8%から10%に引き上げる予定であることが確認された。地方消費税率は現行の1.7%から2.2%に引き上げられることとなる。

消費税率の引上げは、社会保障・税一体改革の中で、国と地方における社会保障の安定財源を確保するために行われるものである。少子高齢化の進展により、国・地方の社会保障給付費の自然増は今後も継続することが見込まれる中、国民の理解を得ながら、社会保障・税一体改革を着実に進めることが重要であり、そのためにも、今般の消費税率引上げの確実かつ円滑な実施が必要である。

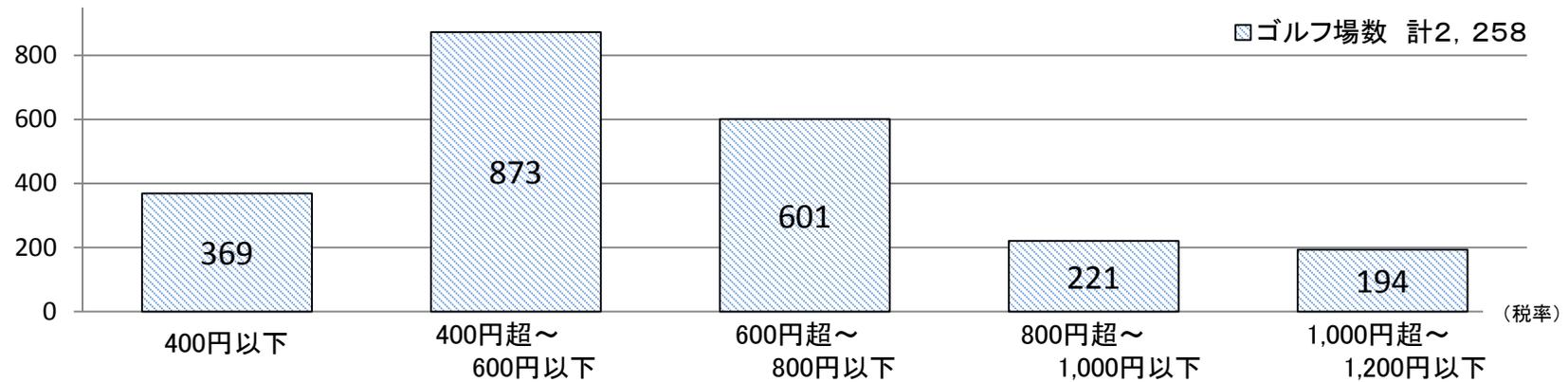
また、今回の税率引上げに当たっては、同時に、軽減税率制度が導入されることとなるが、その円滑な実施のためには、事業者や国民の理解が不可欠である。地方消費税及び市町村交付金は、地方自治体にとって重要な財源であることから、地方自治体においては、制度の広報や事業者の準備に係る周知などについて、関係省庁に協力しながら積極的に行うことが期待される。また、国も地方自治体の取組を支援していくことが望まれる。

# ゴルフ場利用税

## ゴルフ場利用税の概要

項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県 ⇒ 税収の10分の7をゴルフ場が所在する市町村に交付(平成29年度:901市町村)
2. 納税義務者	ゴルフ場の利用者
非課税(平成15年度創設)	18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動
3. 税率	標準税率: 1人1日につき800円(制限税率: 1,200円) ※ 都道府県は、ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。 ※ 平成29年度の平均税額: 650円(非課税者を除く。)
4. 税収 (平成29年度決算額)	447億円(うち市町村への交付金額: 315億円)

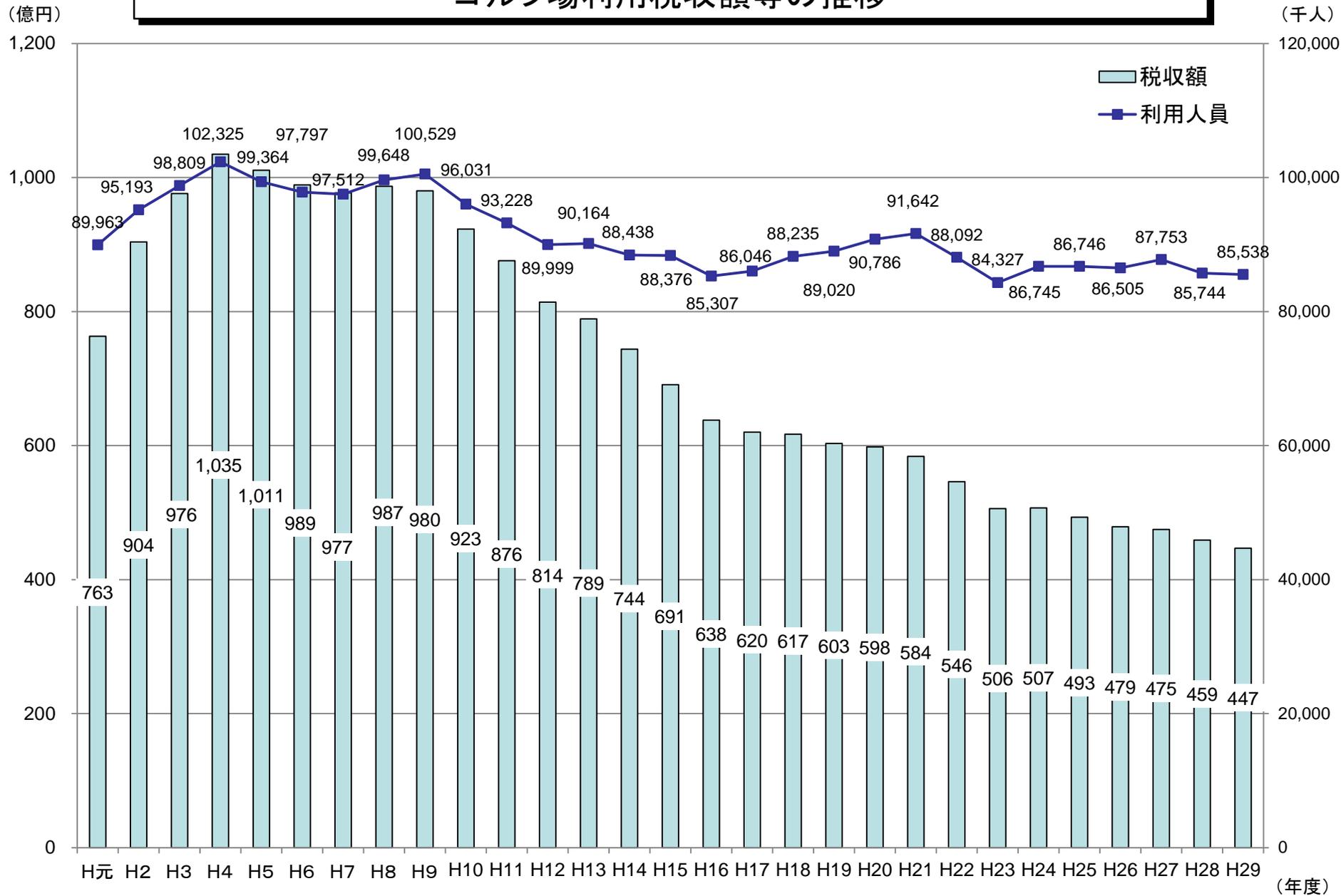
<参考>ゴルフ場利用税の適用税率ごとのゴルフ場数



半数以上(55.0%)が600円以下

※(一社)日本ゴルフ場経営者協会資料より

# ゴルフ場利用税収額等の推移



- 出典:「道府県税の課税状況等に関する調」(利用人員)、「道府県税徴収実績調」(税収額)
- 税収額は決算額。平成2年度から平年度化

# ゴルフ場利用税交付金と市町村財政

① 交付金収入の地方税収に対する割合が高い市町村 [単位: 百万円(金額)]

		ゴルフ場利用税 交付金 (A)	地方税 (B)	A/B
1	京都府笠置町	35	155	22.6%
2	京都府南山城村	60	312	19.1%
3	熊本県産山村	18	120	15.3%
4	奈良県山添村	60	470	12.8%
5	高知県芸西村	39	415	9.5%
6	千葉県大多喜町	102	1,098	9.3%
7	千葉県長南町	100	1,132	8.8%
8	千葉県睦沢町	73	974	7.5%
9	長野県売木村	5	70	6.7%
10	山梨県鳴沢村	51	794	6.4%

③ 交付金収入が大きい市町村 [単位: 百万円(金額)]

		ゴルフ場利用税 交付金
1	千葉県市原市	672
2	兵庫県三木市	556
3	兵庫県神戸市	376
4	愛知県豊田市	369
5	栃木県栃木市	360
6	滋賀県甲賀市	334
7	兵庫県加東市	313
8	三重県津市	293
9	奈良県奈良市	266
10	千葉県成田市	235

② 過疎等市町村の状況

ゴルフ場所在市町村	901
うち過疎等市町村	514 (57.0%)

※ 平成29年度決算による。  
 ※ 「過疎等市町村」は、過疎、離島、山村などの各種  
 振興法に規定する地域を含む市町村をいう。  
 (内訳: 308市、179町、27村)

# ゴルフ場利用税を巡る議論の状況

## ○ 文部科学部会からの廃止要望 ※ 平成25年度改正～31年度改正まで、7年連続

- ・ ゴルフは、オリンピックの正式競技。また、もはや金持ちのスポーツではない。スポーツに課税すること自体間違っており、ゴルフ場利用税は廃止すべき

### ○ 「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

平成30年11月29日 超党派ゴルフ議員連盟(名誉会長:麻生太郎 会長:衛藤征士郎)  
平成30年11月30日 自民党ゴルフ振興議員連盟(会長:衛藤征士郎) 他

## ○ 現行制度の堅持に関する地方団体等の意見

- ・ 税収の7割は市町村への交付金。財源に乏しい過疎地域等の市町村にとって極めて貴重な財源

### 市町村への交付金額 315億円(平成29年度決算)

(過疎市町村では税収の1～2割相当の団体も多い)

(アクセス道路の整備)

(地滑り対策)

(農業・水質調査)



- ・ 地方団体は、アクセス道路の整備や災害対策など、ゴルフ場関連の様々な行政サービスを提供

- ・ ゴルファーの多くは、域外からの来訪者。行政サービスのコストを負担いただく仕組みは合理的

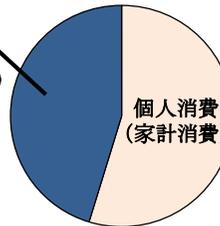
### 東京都のゴルファーの9割以上が他県のゴルフ場を利用

※愛知県5割以上、大阪府6割以上

- ・ ゴルフ場の売上の多くは企業の接待など法人関連。国民のイメージも「接待の手段」が多数

### 【2015年ゴルフ場市場規模】

法人関連  
(家計消費以外)  
**45.3%**



### 【平成28年度公務員倫理に関するアンケート結果】

ゴルフに対する市民のイメージ

・「接待の手段」… 61.8%

・「国民的スポーツ」… 4.9%

## ○ 平成31年度税制改正大綱(平成30年12月14日自由民主党・公明党)(抄)

### 第三 検討事項

10 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

※ 平成30年度税制改正大綱と同じ

## 第二 平成31年度地方税制改正等への対応

### 5 ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、地方自治体の重要な自主財源である。税収の7割がゴルフ場の所在市町村に交付される仕組みを通じ、過疎地域など財源に乏しい市町村の貴重な財源となっている。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されていることから、周辺環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においては、地滑り対策・洪水対策等の災害対策、水質・農薬調査等の環境対策、利用者のためのアクセス道路整備、消防・救急、ごみ処理等の行政需要が生じている。

ゴルフ場の利用者は、広大な土地を少人数で占有する形でゴルフ場を利用することを通じ、これらの行政サービスを享受しており、受益と負担の観点から、利用者に一定の税負担を求めることは合理的である。

また、ゴルフはスポーツではあるが、営業や仕事上のつき合いで行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴う行為であることから、十分な担税力も認められる。

一方、関係業界団体や関係省庁からは、東京オリンピックの正式競技となったこと、スポーツ振興の妨げとなることなどを理由として、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が継続的に出されている。

ゴルフ場利用税は、他のスポーツとは異なる事情や応益性の観点、担税力等に着目して課税されているものであり、東京オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。また、課税範囲が広く事業者との取引行為一般に課される消費税とは課税の趣旨が異なり、二重課税であるとの指摘も当たらない。

さらに、18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等を非課税とする措置が設けられ、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分な配慮がなされている。

ゴルフ人口が減少していることを背景に、市町村の中には、地域に根差す産業としてゴルフの振興を積極的に図ろうとする動きがある。ゴルフ振興のためには、若年層や女性、さらにはインバウンド需要を取り込むなど、プレーヤーの裾野拡大を図ることが必要であり、税の議論よりも、むしろ地方自治体とゴルフ関係団体が協力して、このような面での取組を広げていくことが効果的と考えられる。

いずれにしても、社会保障の多くを担う地方自治体の財源の確保が喫緊かつ重要な課題であり、消費税の充実を図り広く国民一般に負担を求めている中で、ゴルフ場利用税を廃止することは不相当と考える。

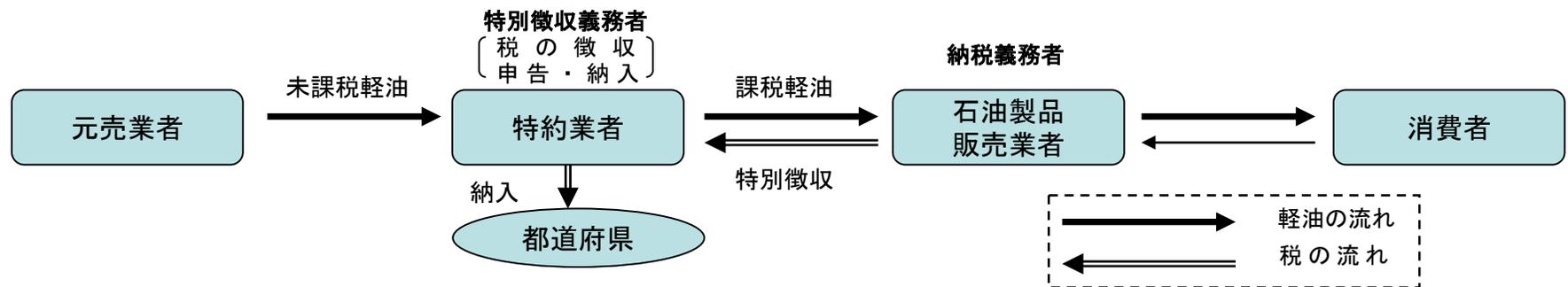
# 軽油引取税

# 軽油引取税の概要

項目	内容
1. 課税主体	都道府県
2. 課税客体	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの
3. 納税義務者	元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者
4. 課税標準	軽油の数量
5. 税率	一定の税率 1キロリットルにつき32,100円（当分の間。本則は1キロリットルにつき15,000円。）
6. 交付金	指定市を包括する都道府県は、軽油引取税の税收の90%を、その都道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいてあん分し、指定市に交付
7. 税收	9,487億円（平成29年度決算額）
8. 沿革	<p>昭和31年 創設(昭和32年、34年、36年、39年に税率引上げ)</p> <p>昭和51年 特例税率(いわゆる暫定税率)を導入(昭和54年、平成5年に税率引上げ)</p> <p>平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止</p> <p>平成22年 特例税率(いわゆる暫定税率)が廃止され、当分の間、平成21年度の税率水準を維持 揮発油価格高騰時には、軽油引取税の税率の特例規定の適用を停止する法的措置を創設</p> <p>平成23年 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止</p>

## ○引取課税（法第144条の2第1項）

特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、当該軽油の現実の納入を伴うもの



# 軽油引取税の課税免除の特例措置の分類と免税額等

	分類	免税軽油使用者	免税用途	使用者数	数量 (kl)	免税額 (百万円)
本則	原材料	石油化学製品製造業	エチレン等、潤滑油等、印刷用インキ溶剤等の原料	24	3,559	114
本法附則 (平成三十三年三月三十一日まで)	公用	自衛隊	通信用機械の電源、公道を走行しない車両・機械・艦船等の動力源	102	419,672	13,471
		海上保安庁	船舶の動力源	88	23,985	770
	小計			190	443,657	14,241
	交通	鉄道事業・軌道事業(JR貨物等を含む)	鉄道用車両、軌道用車両の動力源の用途(JR貨物の積卸し機械含む)	175	233,079	7,482
		船舶	連絡船等の船舶の動力源	24,189	365,452	11,731
	小計			24,364	598,531	19,213
	農林漁業用	農業	農業用機械の動力源	259,346	364,621	11,704
		林業	林業用機械の動力源	1,878	82,571	2,651
		漁業	漁業用船舶の動力源	54,264	330,262	10,601
	小計			315,488	777,454	24,956
	その他産業	セメント製造業	積卸し等機械の動力源	916	17,547	563
		生コンクリート製造業	積卸し等機械の動力源	77	629	20
		電気供給業	汽力発電装置の助燃	46	123,412	3,962
		鉱物掘採業	掘採等機械の動力源	2,252	407,285	13,074
		とび・土工事業	くい打ち、掘削等機械の動力源	627	57,685	1,852
		鉱さいバラス製造業	破碎、集積等機械の動力源	51	21,755	698
		港湾運送業	積卸し等機械の動力源	694	92,198	2,960
		倉庫業	積卸し等機械の動力源	422	8,179	263
		鉄道貨物利用運送事業	積込み等機械の動力源	39	616	20
		航空運送サービス業	乗降、積卸し等機械の動力源	214	25,264	811
廃棄物処理事業		積込み等機械の動力源	440	15,196	488	
木材加工業		積卸し等機械の動力源	1,658	36,130	1,160	
木材市場業		積卸し等機械の動力源	322	7,615	244	
たい肥製造業		積卸し、運搬等機械の動力源	92	6,255	201	
索道事業	圧雪等機械の動力源	434	17,115	549		
小計			8,284	836,881	26,865	
<b>附 則 合 計</b>				<b>348,326</b>	<b>2,656,523</b>	<b>85,275</b>

(注1) 使用者数、数量及び免税額は、道府県税の課税状況等に関する調(平成29年度)による。

(注2) 交通の「船舶」の数値は、漁船、自衛隊・海上保安庁の艦船・船舶を除く船舶(連絡船、運搬船など)の数値である。

(注3) 免税額は各項目ごとに百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

# 軽油引取税の課税免除の特例措置の改正経緯

分類	昭和31年 (創設時)	昭和30年代 ～40年代	昭和50年代 ～60年代	平成元年～ 平成20年度	平成21年度 (一般財源化) <small>(平成24年3月31日まで措置)</small>	平成24年度 <small>(平成27年3月31日まで措置)</small>	平成27年度 <small>(平成30年3月31日まで措置)</small>	平成30年度 <small>(平成33年3月31日まで措置)</small>
原材料		1用途を追加 (石油化学製品製造業)			<b>本則で措置</b>			
公用	船舶(自衛隊、海上保安庁、警察、消防)							
	海上保安庁の航路標識	1用途を追加 (警察の電気通信設備)	1用途を追加 (自衛隊の通信機械等)	1用途を追加 (消防の電気通信設備)			3用途を廃止 (海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備)	
交通	船舶							
	鉄道事業・軌道事業							
農林漁業用	農業・林業							
	漁業(船舶)							
その他産業	電気供給業							うち1用途を縮減 (ガスタービン発電装置の動力源)
	鉱物掘採業							
	陶磁器製造業 ガス供給業 鉄鋼業	9用途を追加 (港湾運送業、鋳さいバラス製造業等)	10用途を追加 (セメント製品製造業、地熱資源開発事業等)	5用途を追加 (生コンクリート製造業、索道事業等)				
			5用途を廃止 (ガス供給業、ガラス製造業等)	1用途を廃止 (製紙業)		6用途を廃止 (鉄鋼業、自動車教習所業等)	1用途を廃止 (陶磁器製造業)	1用途を廃止 (地熱資源開発事業)
計	11用途	22用途	28用途	33用途	33用途	27用途	23用途	22用途

附則で措置(3年ごと)

# 狩 獵 稅

# 狩猟税の概要

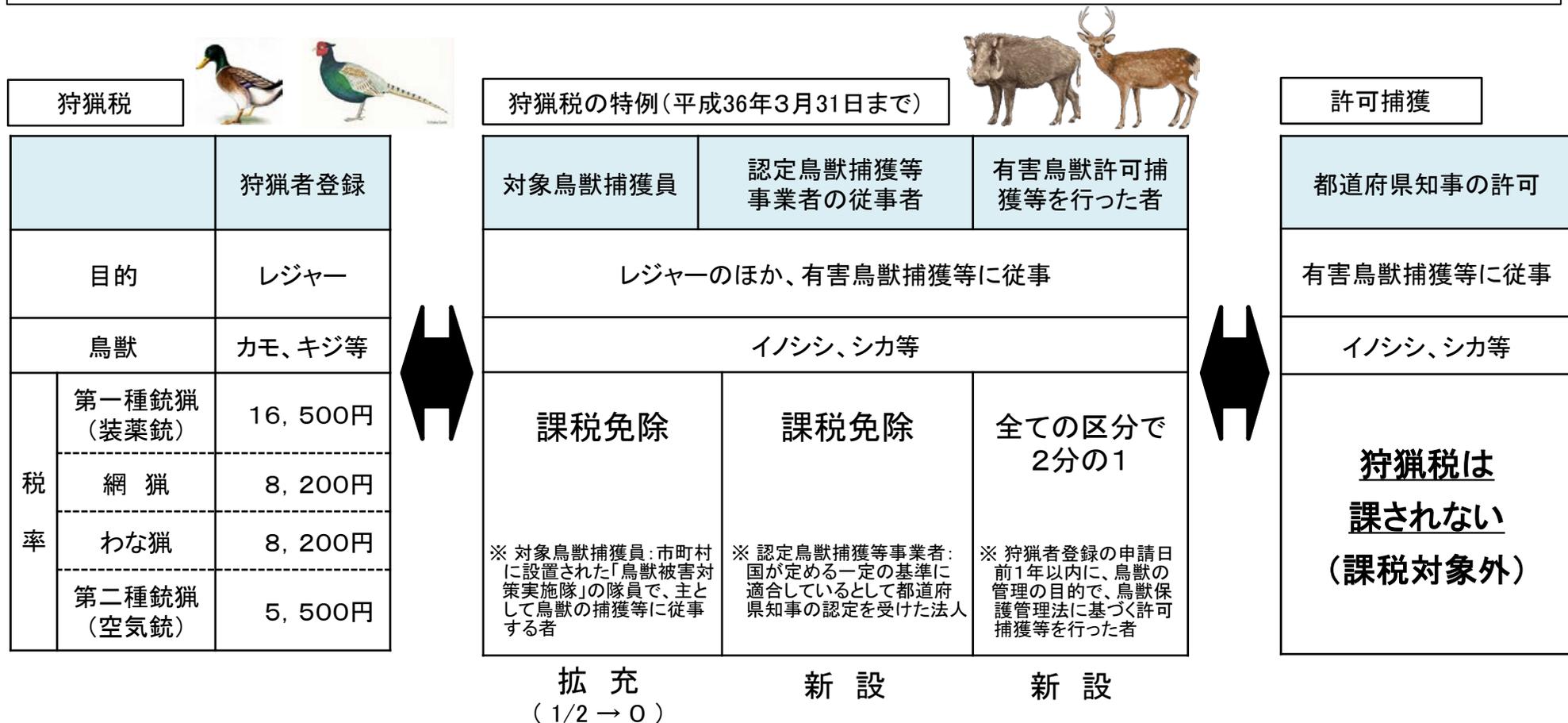
項目	内容																							
1. 課税主体	都道府県																							
2. 課税客体	狩猟者の登録																							
3. 納税義務者	都道府県知事の狩猟者の登録を受ける者																							
4. 税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>免許区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第一種銃猟免許 (装薬銃を使用する猟法)</td> <td>① 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">網 猟 免 許</td> <td>③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">わ な 猟 免 許</td> <td>⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>第二種銃猟免許 (空気銃を使用する猟法)</td> <td>—</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table>			免許区分	税率		第一種銃猟免許 (装薬銃を使用する猟法)	① 道府県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円	② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円	網 猟 免 許	③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円	④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円	わ な 猟 免 許	⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円	⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円	第二種銃猟免許 (空気銃を使用する猟法)	—	5,500円
	免許区分	税率																						
	第一種銃猟免許 (装薬銃を使用する猟法)	① 道府県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円																					
		② 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円																					
	網 猟 免 許	③ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円																					
		④ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円																					
	わ な 猟 免 許	⑤ 道府県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円																					
⑥ 道府県民税の所得割額の納付を要しない者		5,500円																						
第二種銃猟免許 (空気銃を使用する猟法)	—	5,500円																						
(注) 1 ②、④、⑥に該当する者のうち、道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く)に該当する者は、それぞれ①、③、⑤の税率となる。 2 放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける者については、狩猟税の税率は4分の1となる。 3 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る登録を受ける者については、課税免除となる。(平成27年度改正) 4 鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲に従事した者に係る登録を受ける者については、狩猟税の税率は2分の1となる。(平成27年度改正)																								
5. 使 途	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用																							
6. 税 収	8. 48億円(平成29年度決算額)																							
7. 徴収方法	普通徴収又は証紙徴収																							
8. 沿 革	明治3年 狩猟免許税(国税)創設 大正15年 狩猟税(府県税)創設(昭和15年に狩猟者税に改変) 昭和23年 狩猟免許税(国税)を廃止し、狩猟者税(府県税)に統合 昭和38年 狩猟者法改正により、狩猟者税を廃止し、狩猟免許税(普通税)と入猟税(目的税)に改変 昭和54年 狩猟免許税を狩猟者登録税(普通税)に改変 平成16年 狩猟者登録税(普通税)と入猟税(目的税)を統合し、狩猟税(目的税)を創設 平成19年 網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に分割し、税率を設定 平成20年 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の特例措置を創設(平成27年に課税免除とする特例措置に拡充。平成31年3月31日まで) 平成27年 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者、有害鳥獣許可捕獲に従事した者に係る狩猟税の特例措置を創設(平成31年3月31日まで) 平成31年 特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長																							

(注) 第1種銃猟免許を持つ者が第1種銃及び第2種銃を使用する際の納税義務は第1種銃猟免許に係る登録についてのみ納税

# 狩猟税に係る有害鳥獣捕獲対策への配慮

平成27年度改正  
〔平成31年度改正で  
適用期限を延長〕

- 有害鳥獣の駆除のみ行う者には狩猟税は課税されない。
- 登録者であっても、有害鳥獣捕獲対策に配慮した特例措置を設けている。



【参考】「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日 環境省・農林水産省) (抄)

○ 当面の捕獲目標(全国レベル)の設定

ニホンジカ、イノシシについては、まず当面の目標として、10年後(平成35年度)までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね5年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直しを行うこととする。